

田原市高齢者等訪問理美容事業者登録申請書

令和3年 4月 1日

田原市長 殿

田原市高齢者等訪問理美容サービス事業の訪問理美容事業者として登録を願いたく申請いたします。

区分 <input type="checkbox"/> 理容所 <input type="checkbox"/> 美容所	事業所	名称	(フリガナ) タハラリョウテン 田原理容店
		所在地	〒441-3490 田原市田原町南番場30番地
		代表者氏名	(フリガナ) タハラ タロウ 田原 太郎
		電話	0531-23-4654

従事者名簿 (資格免許の写しを添付)

※訪問理美容従事者について全て記名してください。

役職名	(フリガナ) 氏 名
代表	タハラ タロウ 田原 太郎
	タハラ ハナコ 田原 花子

訪問理美容の従事者については、従事者名簿に記入をしていただき、資格免許の写しを添付してください。

田原市高齢者等訪問理美容事業者登録チェックシート

令和3年 4月 1日

- 田原市高齢者等訪問理美容サービス助成事業実施要綱を遵守します。
- 厚生労働省通知出張理容・出張美容に関する衛生管理要領、愛知県の理容業・美容業に係る衛生措置等に関する条例その他関係規定を遵守します。
- 安全に配慮して寝たきりの方へのカットに対応できます。
- 田原市高齢者等訪問理美容サービス助成事業実施要綱第2条に該当しない方には、訪問理美容サービスを提供しません。
- 訪問日は、利用者の希望に沿う努力をします。
- 1回の利用につき訪問理美容サービス助成券1枚を利用者から受け取ります。なお、出張料等により、利用額が助成券の額を超えた場合は、利用者から別途徴収します。
- 受給者から交付された助成券を他人に譲渡し、又は担保に供することはしません。

以上の内容を確認の上、田原市高齢者等訪問理美容サービス事業の訪問理美容事業者として登録を願いたく申し出ます。なお、理容師法、美容師法その他関連法令及びこの要綱に違反したとき、又は不正な行為を行ったときは、登録を取り消されても意義ありません。

事業者

事業所名称

田原理容店

代表者役職・氏名（自署）

代表 田原太郎